

【申出に当たってのチェックリスト】

① 申出書に添付する書類

下記が全て添付されているかチェックの上、申出をお願いいたします。

(電子申出(マイナポータル等)の場合は写真を添付、郵送の場合は写しを添付願います。)

【必ずご提出いただく資料】

- ☐ 以下のいずれか一つ(申出者の本人確認書類)
 - ：マイナンバーカードの写し(表面(番号の記載がない面))、運転免許証の写し、在留カードの写し、障害者手帳の写し、パスポートの写し等の身分確認書類など
- ☐ 全世帯員の戸籍謄本の写し(全部事項証明書)
 - ※ 原則として、発行から3か月以内の戸籍謄本を添付してください
 - ※ 当時の姓が現在の姓と異なる場合は、併せて、当時の姓が記載された戸籍謄本を添付してください
 - ※ 離婚等によって、当時の世帯員が申出者の戸籍から除籍となっている場合、申出者において戸籍の第三者請求により、除籍となった世帯員の現在の戸籍謄本を請求することができます
 - ※ 保護受給中の場合は、戸籍謄本に代えて保護受給証明書によることも可
 - ※ 以下、戸籍謄本の提出を要さない場合があります
 - ・ 電子申出(マイナポータル等)において存否確認等ができる場合であって、追加給付の対象期間において継続して単身世帯であった場合
 - ・ 追加給付の対象者が、郡山市の窓口に来所して本人確認が取れた場合
- ☐ 外国人の場合は、全世帯員の住民票の写し
 - ※ 原則として、発行から3か月以内の住民票を添付してください
 - ※ 保護受給中の場合は、住民票に代えて保護受給証明書によることも可
 - ※ 以下、住民票の提出を要さない場合があります
 - ・ 電子申出(マイナポータル等)において存否確認等ができる場合であって、追加給付の対象期間において継続して単身世帯であった場合
 - ・ 追加給付の対象者が、郡山市の窓口に来所して本人確認が取れた場合
- ☐ 申出者本人の「3. 振込先口座」記載の口座情報が確認できる預貯金通帳の写し、または、キャッシュカードの写し
- ☐ 同意書(追加給付に当たって必要な調査に係る同意)

【必要に応じて提出いただく資料】

- ☐ 「5. 加算等の申出」で必要とされる挙証資料
- ☐ 代理による申出を行う場合は、委任状、身分確認書類、本人との関係を証する書類

② 記載事項

下記をチェックの上、申出をお願いいたします。

- ☐ 申出者が保護受給当時の世帯主(当時の世帯主が死亡している場合は、当時の世帯主に準ずる者)となっているか
- ☐ 郡山市で保護を受給されていた期間の世帯員が記載されているか
(当該期間に世帯内にいない方については、追加給付の対象外となります)
- ☐ 振込口座が申出者本人の名義のものとなっているか
- ☐ 加算等の該当がある場合、該当する方の氏名や該当期間が記載されているか
- ☐ 連絡先が記載されているか